平成２４年（フ）第１０１３号
大阪府南河内郡太子町大字春日216番地の７
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０５３号
堺市堺区賑町２丁１番28号　伊藤文化11―２
債務者　藤田　陽子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
香川県高松市三名町470番地１　ロビイプライズ406号室
債務者　川北　武史
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２５０号
新潟市江南区旭２丁目４番34号　ハイツアサヒB102号
債務者　増井　久子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１８号
新潟市西区坂井東５丁目22番22号　コーポ旭日ヶ丘13、前住所新潟市西区坂井東６丁目４番15号
債務者　横山　弘之
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２４号
新潟市中央区万代５丁目５番６号　コーポ関谷405号
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３１号
新潟市西区五十嵐東１丁目18番15号　カーサペスカ102
債務者　遠藤　　薫
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７０号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目17番23号
債務者　高畑　博幸
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９３号
大阪府泉佐野市鶴原840番地の53
債務者　畠山　利宣
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
大阪府泉佐野市鶴原840番地の53
債務者　畠山　啓子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９６号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目５番25号
債務者　都　　人志
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５１６号
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番１―1105号
債務者　長尾　秀子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５１７号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地11パルメゾンりんくう４棟208号、前住所大阪府泉佐野市中町３丁目４番35号
債務者　泉　慎一郎
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５１８号
大阪府泉大津市池園町15番15―203号、前住所大阪府泉大津市清水町３番18―10号
債務者　岩本　　彩（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５１９号
大阪府和泉市いぶき野４丁目３番１―902号
債務者　本多　正人
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５２０号
大阪府和泉市伯太町１丁目13番７―503号
債務者　長岡　雅子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５２７号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅２―113
債務者　吉田　秀夫
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係